

2015年度目録委員会記録 No.6

第6回委員会

日時：2015年10月17日（土）14時～17時15分

場所：日本図書館協会

出席：渡邊委員長、木下、河野、田代、津田、野美山、平田、古川、村上、横山
<事務局>磯部

[配布資料]

1. 総説等に関するメモ（2015.10版）（2ページ-A4、渡邊委員長）
2. 新NCR 序説（2015.10案）（10ページ-A4、渡邊委員長）
3. 第1部0章 総説（2015.10版）（7ページ-A4、渡邊委員長）
4. セクション1 第1章 属性総則（2015.[10]版）（28ページ-A4、渡邊委員長）
5. 第Ⅱ部ユニットK タイトル（下位レベル）（第4次案）（3ページ-A4、古川委員）
6. 第Ⅱ部ユニットL 責任表示（下位レベル）（第4次案）（1ページ-A4、古川委員）
7. #5.X.1 表現形（内容の要約）[ほか]（6ページ-A4、横山委員）
8. #5 ユニットX.7 表現形（表記の形式）[ほか]（17ページ-A4、野美山委員）
9. 第Ⅲ部アクセス・ポイント ユニットO 場所に対する典拠形アクセス・ポイント（16ページ-A4、村上委員）
10. 第3部 関連 第41章 関連総則（2015.10案）（2ページ-A4、渡邊委員長）
11. IV部 関連 42章 資料に関する主要な関連（5ページ-A4、平田委員）
12. IV部 関連 43章 資料に関するその他の関連（5ページ-A4、平田委員）
13. 第IV部D.0～.2 資料と個人・家族・団体との関連（第5次案）（10ページ-A4、古川委員）
14. 第IV部D.3～.4 資料と行為主体との関連（表現形、個別資料）（7ページ-A4、木下委員）
15. 付録J 関連指示子（Excel版）（13ページ-A4、河野委員）
16. 非作成者の典拠形アクセス・ポイントが、著作の典拠形アクセス・ポイントを構成する規定（2ページ-A4、古川委員）
17. 優先言語に関するメモ（1ページ-A4、横山委員）
18. TRCMARCの標目事例
19. トーハンマークの個人・団体（1ページ-A4、野美山委員）
20. 新しい日本目録規則へ（大学図書館シンポジウム）（2ページ-A4、木下委員）
21. 2015年度第5回目録委員会記録（案）（6ページ-A4、横山委員）

[報告事項ほか]

1. 2015 年度第 5 回目録委員会記録（資料 21）について確認した。
2. 書誌調整連絡会議にむけた体现形の策定スケジュールについて確認した。

[検討事項]

1. 典拠形アクセス・ポイントの部の素案の優先言語について
優先言語について、以下のように説明または検討を行った。
 - ・ 資料 17～19 をもとに、トーハン・TRC から優先言語は日本語形とすることが適切との意見があり検討をおこなった。
 - ・ 優先言語を原語形とする場合、日本語形を標目形としている団体などの既存データとの整合性を考慮しなければならない。
 - ・ したがって、有力な変更の要望がない場合は、現状である NCR87 を維持すべきであるとの意見があった。
 - ・ 一方で、NACSIS-CAT を中心に、大学図書館では団体名も含め原語形でデータを作成してきたため、原語形を優先言語とするほうが望ましいとの意見があった。
 - ・ 当面、原語形を優先言語とする方針で案の作成を進めるが、優先言語について議論があった旨を付し、外部の意見も聴いたうえで最終決定する。
2. タイトル（下位レベル）
資料 5 について、以下のように説明と検討を行った。
 - ・ 「下位タイトル内番号」は、「記録の範囲 任意追加」の規定で「下位タイトルの順序表示」として扱うこととする。
 - ・ 「省略の程度を示す語を注記として記録する」については、これを受けた注記を作成することを確認した。
3. 責任表示（下位レベル）
資料 6 について、以下のように説明と検討を行った。
 - ・ 下位タイトルの責任表示は、通常目次から取ることが多いと思われるが、目次の個別作品ごとに責任表示が書かれるケースはあまりないので、「同一の責任表示」は、任意省略も含めて規定の削除を検討する。
4. 表現形（内容の要約）[ほか]
資料 7 について、以下のように説明と検討を行った。
 - ・ 「illustrative content」の訳について資料では「図表」としているが、検討の結果「図表」は「図」に変更する。

- ・ 表現形（内容の要約）情報源の「内容の要約は」については、「内容の要約に関する情報は」と変更する。
- ・ 表現形（内容の言語）情報源の「内容の言語に関する情報は、どこから採用してもよい」の「内容の言語」は、「内容の言語の名称」としたほうがよいとの意見があったが、そのほかの章についても同様の問題があるため、ひとまず保留する。

5. 表現形（表記の形式）[ほか]

資料 8 について、以下のように説明と検討を行った。

- ・ 再生時間について、RDA の改訂がよく整理されているので参照し、例示を追加することとする。

6. 関連総則

資料 10 について、以下のように説明と検討を行った。

- ・ コア・エレメントの条文は「総説」にまとめて記録する方針で検討を進める。

7. 資料に関する主要な関連

資料 11 について、以下のように説明と検討を行った。

- ・ 通則の「具体化」は、一方向の関連しか表現していないとの意見があったため、「間の関連」に変更したが、「資料に関するその他の関連」の条文との違いが不明確になったため、代案について引き続き検討することとする。
- ・ 記録の範囲には、RDA のエレメントとの対応が明確になるよう定義の一文を追加したが、章のタイトルで十分に対応関係が明確になることや、「…から…への関連」と「間の関連」は区別して書き分けたほうがよいのでは、との意見があったため、要検討とする。
- ・ 情報源についての規定は、各項に設ける必要はなく、総則の規定でカバーされない場合のみ規定する方がよいという意見があったが、確定後削除することも可能であるので、検討段階ではこのままとする。

8. 資料に関するその他の関連

資料 12 について、以下のように説明と検討を行った。

- ・ 通則は、「資料に関する主要な関連」と整合性をとるかたちで検討を進める。また、「派生、説明、全体／部分」は、関連指示子（資料に関するその他の関連）では「派生、参考、全体／部分」となっているので、修正する。
- ・ 記録の範囲には、関連指示子の用語の検討が進んでいることをふまえ、関連の種類を追加することとする。
- ・ 「参照した情報源」は、アクセス・ポイントにあわせ「出典」に変更する。

- ・ 「目録作成者の注記」は、「データ作成者の注記」に変更する。

9. 関連指示子（資料に関するその他の関連）

資料 15 の関連指示子（資料に関するその他の関連）について、以下のように説明と検討を行った。

- ・ 派生著作の関連の「inspired by / inspiration for」と「commemoration / commemotation of」の訳語は、引き続き検討することとする。
- ・ 連続著作の関連の「prequel to」と「sequel to」が同じ「正編」を訳語としていることについて、区別するために、「prequel/prequel to」は「過去編/正編」、「sequel/sequel to」を「続編/前編」とすることとした。
- ・ NCR 改訂案はこれまで「上位/下位」という表現にしていたが、RDA では「全体/部分」という表現をとっている。検討の結果、NCR 改訂案にあわせて「上位/下位」に統一することとする。
- ・ 「special issue of/special issue」の訳語を「本誌/特別号」とすることについて、「本誌」を「この雑誌」と受け取られるのではないかという意見があったが、出版流通では「本誌/特別号」を使用することもあり、関連指示子の一覧中では明確と思われるため、このままとする。
- ・ 関連指示子の配列については、今後要検討。

10. 資料と個人・家族・団体との関連

資料 13 について、以下のように説明と検討を行った。

- ・ 「関連指示子 任意省略」は RDA にない規定であり、「著者、作曲者」など役割名ではなく「作成者」と記録する選択肢があつてよいのではないかとの意図で追加したが、作成者と非作成者はフィールドが異なるので「作成者」という関連指示子は不要ではないかという意見があったため、要否を再検討することとする。
- ・ 「作成者」に対する典拠形アクセス・ポイントについて、本案では RDA と異なり、すべての作成者の AAP をコア・エレメントとしているが、本来、AAP と関連は一致する必要はないので、「作成者 任意省略」の規定を追加した。しかし、コア・エレメントに省略が付くのはいかがなものかとの意見もあるため、任意ではなく別法にするなど、再検討することとする。
- ・ 「法律、規則などが適用される」場合について、見出し中の関連の種類のうち、関連指示子リストにないものがあるが、関連指示子については「適切な用語がなければ、適切な指示子を使用する」ことができるので、あえてリストに追加しない。
- ・ 資料 13 では、RDA 中の裁判記録に関係する著作の種類をすべて列挙した。今後、NDL 案第 22 章における裁判記録に関する 4 規定と調整が必要である。

11. 非作成者の典拠形アクセス・ポイントが、著作の典拠形アクセス・ポイントを構成する規定

資料 16 について、以下のように説明または検討を行った。

- ・ RDA を確認したところ、この規定が適応されるケースは「公訴を提起された個人」や「訴えを提起した個人」などであり、これらは英語圏の法曹界における判決の引用形式にあわせた規定であると考えられる。
- ・ したがって、非作成者の典拠形アクセス・ポイントを RDA に準拠して規定する必要があると思われるが、あわせて限定的にしか使用されない点を、明記すべきであるとの意見があった。

12. 資料と行為主体との関連（体現形、個別資料）

資料 14 について、以下のように説明または検討を行った。

- ・ RDA では関連指示子としての「publisher」「distributor」の使用について明確な記載がないが、NCR では設ける方向で対応することとする。
- ・ 「個別資料と関連を有するその他の個人・家族・団体の関連指示子」について、「annotator」などは、「個別資料に手書きの注釈を付す個人」のように、「個人・家族・団体」ではなく「個人」として説明される。この「個人・家族・団体」と「個人」の使い分けについては、RDA の使い分けに合わせることにする。
- ・ 「annotator」の訳語について、「注釈者」とすると、個別資料の欄外メモ作成者などの訳語として不適切であるとの意見があったため、訳語を再度検討する。

13. 場所に対する典拠形アクセス・ポイント

資料 9 について、以下のように説明または検討を行った。

- ・ 優先名称の「家族・団体・会議等」について「会議」は「団体」の一部のため「家族・団体」としてはどうかというコメントがあったが、RDA 本文は「family, a corporate body, a conference, etc. or work」であるため、「家族・団体・著作」に変更することとした。「等」については調査し、必要があれば追加することとする。

14. 新 NCR 序説

資料 2 について、以下のように説明または検討を行った。

- ・ 「書誌情報」の代わりに「書誌データ」を使用することについて検討することとする。

15. 総説

資料 3 について、以下のように説明または検討を行った。

- ・ 本則と別法の異なる部分について提案された案の検討をすすめる。
- ・ コア・エレメントの一覧を総説に作成する方向で検討することとする。

16. 属性総則

資料 4 について、以下のように説明または検討を行った。

- ・ RDA では「記述の基盤に全体と個々の情報源がある場合」が、記述の基盤で規定されているが、NCR では情報源の規定のなかに「全体と部分」の項目を新設することとした。
- ・ 新規データをともなう変化については、体現形通則への追加を検討する項目としては、属性総則に残すこととした。

次回以降の委員会の予定

11月14日（土）

12月12日（土）

以上